**育児休業に伴う施設等利用継続届**

年　　月　　日

守谷市長　あて

届出者：　　　　　　　　　　（ 父 ・ 母 ）

育児休業の取得に伴い、在園中の施設の利用継続を希望するため、次のとおり届出します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 児童名 | （生年月日：　　　　年　　　月　　　日 生） | 利用  施設名 |  |
| 備考 |  | | |

【確認事項】以下について確認したら✓をして、育児休業開始日までにご提出ください。（提出先：在園中の施設またはすくすく保育課）

□　育休期間が記載された就労証明書を添付してください。 **（育児休業開始日：　　　　年　　月　　日）**

□　育児休業中に利用継続する場合は、子ども・子育て支援法施行細則第6条の規定により、原則、保育短時間での認定となります。この届出をもって給付認定を変更します。

（※産後の体調不良等のやむを得ない事由がある場合には、保育標準時間での認定が可能な場合があります。

事前にすくすく保育課にご相談ください。必要に応じて、診断書等の証明書類を求める場合があります。）

□　保育短時間の利用時間帯は施設により異なるため、在園中の施設にご確認ください。

また、その時間帯を超えて利用する場合は、施設が設定する延長保育料が発生します。

□　育児休業中のまま利用継続できる期間は、最大で以下のとおりです。

●下の子の出生時点において、既に入所中の児童が「0歳児～2歳児クラス」の場合

⇒ 下の子が2歳になるまでの期間は、育児休業中のまま、入所継続が可能です。

●下の子の出生時点において、既に入所中の児童が「3歳児～5歳児クラス」の場合

⇒ 残りの在園期間が短いため、育児休業中のまま、就学前まで入所継続が可能です。

□　今後育児休業を延長する際は、その都度、就労証明書（延長後の育休期間が記載されたもの）を提出してください。

□　育児休業から復職する際は、復職後に就労証明書（復職日が記載されたもの）を提出してください。また、復職時に保育標準時間に戻す場合は、復職月の前月末日までに給付認定変更申請書を提出してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **市記入欄** | 受付 |  | 入力 |  | 確認 |  | 備考 |  |